

「岡山市 0円ソーラー普及啓発事業」 掲載事業者募集要領

1 目的

岡山市は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市域の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいます。

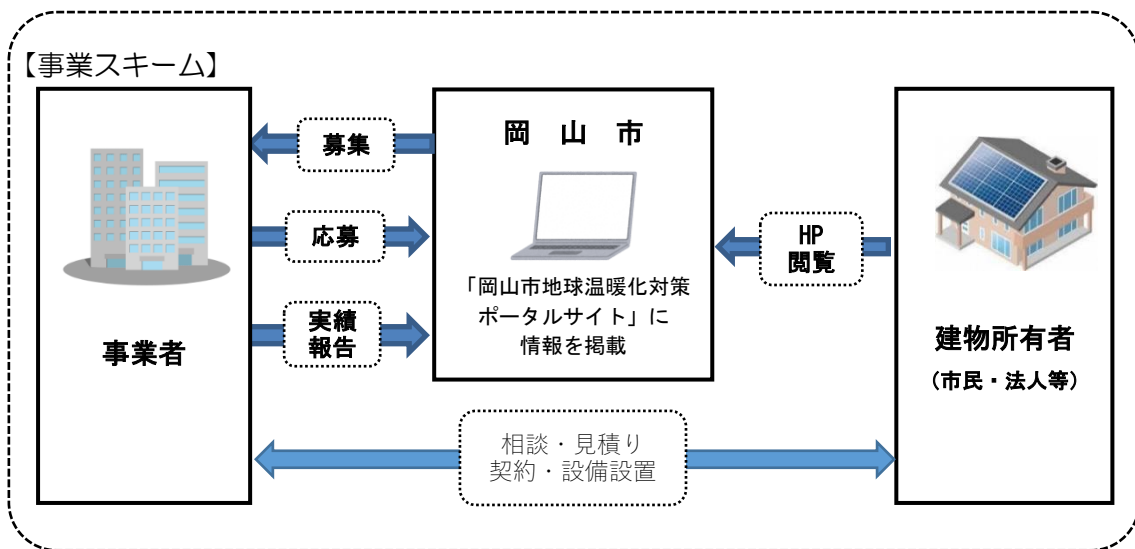
その一環として、建物所有者が初期費用の負担なく太陽光発電設備を設置できる「0円ソーラー※」を手掛ける事業者（以下、「事業者」という。）の情報をポータルサイト等で広く周知・啓発することで、太陽光発電設備の更なる普及拡大を図ることを目的とします。

※「0円ソーラー」とは

事業者が太陽光発電設備等の導入に係る初期費用を負担し、建物所有者は事業者から電気料金又はリース料金を支払うことで、初期費用の負担なく設備を設置できる手法。契約期間終了後、設備は建物所有者に無償で譲渡される。

2 概要

「岡山市地球温暖化対策ポータルサイト」に掲載する事業者を募集し、0円ソーラーの紹介と併せて、市民・法人等へ広く情報発信します。



※見積り・契約等は、事業者と建物所有者が直接行い、個々の契約に岡山市が責任を負うものではありません。

3 応募要件

事業者は、次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 建物所有者との契約において、契約主体となっていること。
- (2) 市内で、0円ソーラーの実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 岡山市税の滞納がないこと。
- (5) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録を受けていること。
- (6) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）及び同条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当しないこと。
- (7) 次の項目を全て満たす事業を実施していること。
- ・ PPA（電力販売）又はリースにより、建物所有者の初期費用の負担なく太陽光発電設備等を設置すること。（太陽光発電設備等の販売（割賦販売を含む）に係るものを除く。）
 - ・ 太陽光発電設備等が故障した場合、契約期間中は事業者により、無償で速やかに修理又は交換を行うこと。
 - ・ 契約終了後に、太陽光発電設備等が建物所有者に無償譲渡されること。
 - ・ 太陽光発電設備等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
 - ・ 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
 - ・ 太陽光発電設備等が未使用品であること。
 - ・ 太陽光発電設備が地絡検知機能を有していること。
 - ・ 太陽光発電設備が停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。

4 応募手続き

(1) 提出書類

	提出書類	対象・摘要
1	掲載申込書兼誓約書	様式1
2	掲載事項届出書	様式2
3	印鑑証明書	個人業者の場合は代表者のもの
4	納税証明書（国税）	法人は様式「その3の3」、個人業者は「その3の2」
5	納税証明書（岡山県税）	市内に主たる営業所を有する法人 県内に本社又は委任先がある市外業者
6	滞納無証明書（岡山市税）	市内に主たる営業所を有する法人 個人業者の場合は代表者のもの
7	滞納無証明書（代表者の岡山市税）	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合
8	社会保険料納入証明書	市内に主たる営業所を有する法人 職員数5人以上の市内個人業者

9	商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人
10	住民票	個人業者のみ代表者のもの
11	身分証明書	
12	登記されていないことの証明書	
13	財務諸表（最新）	法人：貸借対照表・損益計算書 個人：確定申告書B・青色申告決算書又は収支内訳書
14	その他岡山市が提出を求めた書類	

※提出日時時点で、岡山市の一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載されている場合は、4、5、7～13の書類の提出を省略できます。

※3～12について、3か月以内に取得したものを提出してください。

(2) 応募方法

持参、郵送又は電子メールで提出してください。

(3) 書類の提出先

岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課

住所：700-8554 岡山市北区大供1-2-3

E-mail：zero-carbon@city.okayama.lg.jp

(4) 受付期間

随時

(5) 注意事項

- ・応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- ・提出書類は、本件に係る事業者の審査のみに使用し、原則として返却しません。

5 事業者の掲載

岡山市は、提出書類の審査を行い、本要領で示している要件を全て満たした事業者を「岡山市地球温暖化対策ポータルサイト」に掲載します。

6 事業者の業務、遵守事項

(1) 業務

事業者は、建物所有者からの問い合わせ等に誠実に対応し、原則として次の業務を行うこととします。

ア 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

イ 契約締結後の工事施工及び維持管理

(2) 遵守事項

ア 事故対応等

現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、苦情を受けた場合、

事故やトラブルが発生した場合は、速やかに必要な措置を講じること。

イ 個人情報の管理

問い合わせや現地調査等により取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理してください。

7 変更、廃止、取消

(1) 変更

届出内容を変更する場合は、掲載事項変更届出書（様式3）を提出してください。

(2) 廃止

廃止する場合は、掲載事項廃止届出書（様式4）を提出してください。

(3) 取消

応募内容に、虚偽や重大な誤りがあることや、事業者が要件を満たさなくなったことが判明した場合、事業者の責務・遵守事項を果たしていないと認められる場合には、岡山市の判断により事業者の掲載を取り消します。

8 免責

岡山市は、事業者が行う契約等に関与せず、事業者と建物所有者との間で生じたトラブルや損害、事業制度の見直しによる不利益の発生等について、いかなる責任も負わないものとします。

附則

- 1 この要領は、令和5年8月1日から施行する。